

確認検査業務約款

(責務)

- 第 1 条 建築主、設置者又は築造主(以下「甲」という。)及び株式会社ACS熊本(以下「乙」という。)は、建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例を遵守し、この約款(申請書、引受承諾書及び、引受証を含む。以下同じ。)及び「株式会社ACS熊本確認検査業務規程」(以下「規程」という。)に定められた事項を内容とする契約(以下「この契約」という。)を履行する。
- 2 甲は乙への建築確認申請書及び添付図書について、事実と相違ない事を記載しなければならない。
 - 3 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、引受承諾書または引受証に定められた業務を次条に規定する日(以下「業務期日」という。)までに行わなければならない。
 - 4 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。
 - 5 甲は、引受承諾書に定められた額の手数料等を納入期日までに収めなければならない。
 - 6 甲は、この契約に定めのある場合または乙の請求があるときは、乙の業務遂行に必要な範囲内において、引受承諾書または引受証に定められた業務の対象の建築物、建築設備、又は工作物(以下「対象建築物等」という。)の計画、施工方法その他必要な情報を遅滞なくかつ正確に乙に提供しなければならない。
 - 7 甲は、申請に係る計画に関し ACS がなした建築基準関係法令への適合性の疑義等に対し、追加検討書の提出その他の必要な措置をとらなければならない。
 - 8 確認が、法第 6 条第 5 項に規定する構造適合判定を要する建築物等にかかるものである場合であって、法第 6 条の 2 第 6 項に規定する通知書の交付を受けたときは、乙は、当該通知書に記載された期間の限りにおいて、確認の期限を延長することができる。
 - 9 乙は、乙の責めに帰することができない事由により、業務期日までに確認済証を交付できない場合には、甲に対しその理由を明示の上、業務期日の延長を請求することができる。
 - 10 甲は、乙が中間及び完了検査業務を行う際に、当該申請に係る建築物等、建築物等の敷地または工事場に立入り、業務上必要な調査又は検査を行うことができるよう協力しなければならない。
 - 11 甲は、乙の請求があるときは、乙の中間及び完了検査業務遂行に必要な範囲内において、申請に係る工事中の建築物等に関する情報を遅滞なくかつ正確に乙に提供しなければならない。

(業務期日)

- 第 2 条 乙の業務期日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期日とする。

イ 確認審査業務は原則として、法第 6 条第 1 項第一号から第二号までに係るものにあつては、受理した日から 35 日以内に、第三号に係るものにあつては受理した日から 7 日以内

に行う。

ただし消防長の同意を要するものについては、消防長の同意書が乙に到達した日から
の期日とする。

ロ 中間検査業務は、特定工程工事終了日又は検査の引受を行った日のいずれか遅い日
から4日以内とする。

ハ 完了検査業務は、完了検査工事が完了した日または検査の引受を行った日のいずれ
か遅い日から7日以内とする。

- 2 乙は、甲が前条第5項から第7項まで及び第4条第1項に定める責務を怠った時その他乙の責
に帰すことができない事由により、業務期日までに業務を完了することができない場合には、甲
に対しその理由を明示の上、業務期日の延長を請求することができる。この場合において、必
要と認められる業務期日の延長その他の必要事項については甲乙協議して定める。

(納入期日)

第 3 条 甲は、確認・検査手数料を引受承諾時から業務終了までの間に納入しなければな
らない。

(確認審査中の計画変更)

第 4 条 甲は、確認済証の交付前までに甲の都合により対象建築物等の計画を変更する場合は、
速やかに乙に変更部分の確認申請関係書類を提出しなければならない。

- 2 前項の計画変更が、変更に係る部分の床面積の合計が当初の計画の全体の床面積の三分の
一を超えた場合など、大規模なものにあつては、甲は、当初の計画に係る確認の申請を取り下
げ、別件として改めて乙に確認を申請しなければならない。

- 3 前項の申請の取り下げがなされた場合は、次条第2項の契約解除があつたものとする。

(甲の解除権)

第 5 条 甲は、次の各号の一に該当するときは、乙に書面をもって通知してこの契約を解除するこ
とができる。

(1) 乙が、正当な理由なく、第2条の各号に掲げる業務を当該各号に定める業務期日までに
完了せず、またその見込みのない場合。

(2) 乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されない
とき。

- 2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって
申請を取り下げる旨を通知してこの契約を解除することができる。

- 3 第1項の契約解除の場合、甲は、手数料が既に支払われているときはこれの返還を乙に請求す
ることができる。また、甲は、その契約解除によって生じた損害について、その賠償の責めに任じ
ないものとする。

- 4 第1項の契約解除の場合、前条に定めるほか、甲は、損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。
- 5 第2項の契約解除の場合、乙は、手数料が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該手数料がいまだ支払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。
- 6 第2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の解除権)

第 6 条 乙は、次の各号の一に該当するときは、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- (1) 甲が、正当な理由なく、第3条に掲げる手数料を当該各号に定める支払期日までに支払わない場合。
 - (2) 甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき。
- 2 前項の契約解除の場合、乙は、手数料が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該手数料がいまだ支払われていないときはこれの支払を甲に請求 することができる。また、乙は、その契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。
- 3 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(計画の特定行政庁への通知)

第 7 条 乙は、この契約を締結した後、建築場所の特定行政庁から要請がある場合に対象建築物等(建築物に限る)の計画の概要を、当該特定行政庁へ通知する。

- 2 前項の通知によって甲に生じた損害については、乙はその賠償の責めに任じないものとする。

(秘密保持)

第 8 条 乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(損害賠償)

第 9 条 甲及び乙はこの契約に定める業務に関して発生した損害に係る賠償額を相手方に請求することができる。

ただし、その損害賠償請求額の上限を申請手数料の10倍までとする。

(別途協議)

第 10 条 この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、
甲乙信義誠実の原則に則り協議の上定めるものとする。

制定 平成 22 年 9 月 3 日

改定 平成 27 年 7 月 1 日

改定 令和 7 年 10 月 1 日